の競争参加資格を有する者であること。（令和04・05・06年度一般競争（指名競争）参加資格（全省庁統一資格）のうち「役務の提供等」に申請を行い受理され、令和４年４月１日に認定がなされる者であること。）なお、「競争参加者の資格に関する公示」（令和３年３月31日付官報）に記載されている時期及び場所で競争参加資格の申請を受け付ける。

③　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（競争参加者の資格に関する公示に基づき②の競争参加資格を継続する為に必要な手続きを行った者を除く。）でないこと。

④　証明書等の提出期限の日から開札の時までの期間に、関東地方整備局長から指名停止を受けていないこと。

⑤　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⑥　本業務に事業協同組合として証明書等を提出した場合、その構成員は、単体として証明書等を提出することはできない。

⑦　分任支出負担行為担当官から入札説明書の交付を受けた者であること、又は電子調達システムから入札説明書を直接ダウンロードした者であること。

⑧　平成19年度以降に、下記ア）に示す設備に関する保守業務等を完了（令和４年３月31日までに完了見込みを含む）し、その履行実績を証明したものであること。

なお、保守業務等とは以下のとおりとする。

・保守業務又は点検業務の履行実績（再委託受注によるものを含むものとする）
・設置工事の施工実績（下請負受注によるものを含むものとする。共同企業体における施工実績においては、出資比率20％以上のものに限る。）
・製造又は購入の納入実績（再委託受注によるものを含むものとし、据付・調整を含むものに限る。）

ア）対象設備は次のいずれか１つの設備とする。

１．多重無線装置
２．端局装置
３．遠方監視装置
４．交換設備
５．移動体通信設備
６．衛星通信設備
７．ネットワーク設備
８．防災情報システム（防災の用に供する情報の収集、加工、上位局への伝送機能を有するもの）
９．道路情報表示設備又はトンネル非常警報設備
10．ＣＣＴＶ設備
11．高圧（又は特別高圧）受変電設備
12．発動発電機（自動起動方式）を含む電気設備
13．無停電電源設備（常時インバータ方式に限る）

⑨　本業務の配置予定管理技術者は、証明書等の提出期限の時点で次のア）からオ）のいずれか一つの条件及び履行期間の開始の日の時点でカ）からク）の条件を満たすこと。なお、実務経験は、国土交通省電気通信施設点検基準（案）に定めるいずれかの設備に関する保守業務等を完了（令和４年３月31日までに完了見込みを含む。）し、その履行実績を証明したものであること。

複数の技術者を同時に申請する場合は、申請する全ての者が条件を満たすこと。

なお、保守業務等とは以下のとおりとする。

・保守業務又は点検業務の履行実績（再委託受注によるものを含むものとする）
・設置工事の施工実績（下請負受注によるものを含むものとする）
・製造又は購入の納入実績（再委託受注によるものを含むものとし、据付・調整を含むものに限る。）

ア）学校教育法による大学、短期大学、高等専門学校又は専門課程を置く専修学校（専門学校）もしくはこれらに相当する外国の学校において電気工学又は電気通信工学に関する学科を修めた者で、卒業後３年以上の実務経験を有する者であること。

イ）学校教育法による高等学校もしくはこれらに相当する外国の学校において電気工学又は電気通信工学に関する学科を修めた者で、卒業後５年以上の実務経験を有する者であること。

ウ）上記ア）及びイ）以外の者で、７年以上の実務経験を有する者であること。

エ）以下のいずれかの資格を有する者であること。

・技術士（電気電子部門又は総合技術監理部門（選択科目を「電気電子」とするものに限る））
・一級電気工事施工管理技士、二級電気工事施工管理技士のいずれか
・第一種電気工事士
・一級電気通信工事施工管理技士、二級電気通信工事施工管理技士のいずれか

オ）以下のいずれかの資格を有する者で、実務経験が３年以上あること。

・第一級総合無線通信士、第二級総合無線通信士、第一級陸上無線技術士、第二級陸上無線技術士、第一級陸上特殊無線技士のいずれか
・第一種電気主任技術者、第二種電気主任技術者、第三種電気主任技術者のいずれか
・第二種電気工事士
・工事担任者（第一級アナログ通信）、工事担任者（第一級デジタル通信）、工事担任者（総合通信）、工事担任者（旧ＡＩ第二種）、工事担任者（旧ＤＤ第二種）のいずれか
・電気通信主任技術者（伝送交換主任技術者）、電気通信主任技術者（線路主任技術者）のいずれか

カ）埼玉県又は東京都を主たる勤務地又は居住地としていること。

キ）配置予定管理技術者は、国土交通省発注の他の保守業務、点検業務又は運転監視業務の管理技術者を兼務することができる。なお、兼務する場合は、本業務の履行期間の開始の日の時点の手持ち業務量（電気通信施設の保守業務、点検業務及び運転監視業務の当初請負金額の合計をいう。）は、２億円未満かつ５件以下であること（本業務を含まず、契約済み及び落札決定後未契約のものを含む）。

配置予定管理技術者は、複数申請できるものとする。

なお、配置予定管理技術者を複数申請する場合は、落札決定後に上記条件を満たす者を管理技術者として特定するものとする。

管理技術者の手持ち業務量は、本業務の契約締結日から履行期間中に上記条件を超えないこととし、超えた場合には遅滞なくその旨を報告しなければならない。その上で業務の履行を継続することが著しく不適当と認められる場合には、当該管理技術者を、以下のａ及びｂの全ての要件を満たす技術者に交代させるものとする。

ａ　当該管理技術者と同等の技術者資格（入札説明書又は特記仕様書で規定している資格及び実務経験等）を有する者。